

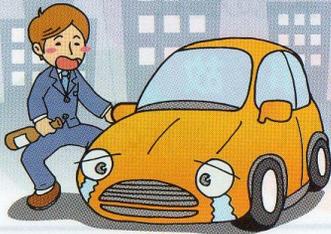
飲酒運転の根絶!

強い意志があなたの未来を守ります。

平成21年
6月1日から

飲酒運転に対する行政処分が大幅強化!

酒酔い運転をすると...



25点 ▶ **35点**
免許取消し (欠格期間 3年)

酒気帯び運転をすると...



呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ 以上 0.25mg/ℓ 未満

6点 ▶ **13点**
免許停止 (90日)

呼気中アルコール濃度
0.25mg/ℓ 以上

13点 ▶ **25点**
免許取消し (欠格期間 2年)

欠格期間の上限も5年から**10年**に引き上げ!!

酒酔い運転をした場合

さらに

交通事故を起こした場合(死亡事故)

さらに

ひき逃げをした場合

2年 ▶ **3年**

5年 ▶ **7年**

5年 ▶ **10年**

(注)・前歴及びその他の累積点数がない場合

・欠格期間とは、免許を取り消された場合の再度免許を受けることのできない期間

罰則 運転者にも運転者以外にも厳しい罰則が

運転者本人

NG!



酒酔い運転

5年以下の懲役又は**100万円**以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は**50万円**以下の罰金

車両の提供者

NG!



酒酔い運転

5年以下の懲役又は**100万円**以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は**50万円**以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

NG!



酒酔い運転

3年以下の懲役又は**50万円**以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役又は**30万円**以下の罰金

家庭・地域・職場から飲酒運転を根絶しましょう。

秋田県警察本部